

## 新型コロナウイルス関連情報（6月29日）

### 【休館日のお知らせ：7月3日】

7月3日（金）は独立記念日の振り替え休日のため休館となりますのでご注意ください。

### 【在米団体等によるビジネス関連ウェビナー】

○ New Jersey Business & Industry Association (NJBIA) 主催「PATH/NJ Transit Guidance for Commuters during COVID-19」

- 日時：2020年7月1日（水）午前11：00～午後12：00（米国東部時間）
- プログラム：COVID-19下における、パストレイン（PATH）及びNJトランジットを利用して通勤する人のためのガイダンス
- 講師：パストレイン及びNJトランジットの社員
- 講演言語：英語
- 参加費：無料
- 申込み方法：右記よりお申し込みください。

<https://njbja.users.membersuite.com/events/9593eaa0-0078-c2e9-d848-8c172a942219/details>

○ Frost Brown Todd 法律事務所主催「Business Travel, Immigration & COVID-19: The Impact of the Latest Presidential Proclamation」

- 日時：2020年7月1日（水）午前10：00～（米国東部時間）
- プログラム：6月22日の大統領布告（非移民ビザの発給一時停止停止）に関する、出張、入国管理等への影響について
- 講師：パートナー弁護士 Wagner および Collier 弁護士
- 講演言語：英語
- 参加費：無料
- 申込み方法：右記よりお申し込みください。

<https://business.europe-cincinnati.com/events/details/webinar-business-travel-immigration-covid-19-the-impact-of-the-latest-presidential-proclamation-261>

### 【NY州、NJ州及びCT州による新型コロナウイルスの感染が拡大する地域からの移動に関する勧告】

現在、感染が拡大する州からNY州、NJ州、CT州へ移動する者に対して14日間の隔離を科す勧告（Travel Advisory）が有効となっています。

ついては、対象州よりこれら3州に移動される場合には、御留意願います。同勧告の概要は以下のとおりです。

- 隔離を実施する期間：14日間
- 隔離の対象者：対象州からNY・NJ・CTの3州に移動する全ての者  
※3州に居住していて一時的に対象州に移動していた場合も含む。
- 対象州：以下の基準を満たす州
- 対象州となる基準：直近7日間の平均で、陽性者数が10万人当たり10人以上又は陽性率が10%以上の州

※本26日時点では8州が該当:Alabama, Arkansas, Arizona, Florida, North Carolina, South Carolina, Texas and Utah

(注：対象となる州については随時更新される模様ですので、最新情報については以下の3州の関連サイトで確認をお願いします。)

- 罰金：違反者には罰金を科すことがあり得る。

※NY州の罰金：初回2000ドル，2回目5000ドル，それ以降1万ドル

- その他留意事項：

3州への移動そのものを禁じるものではない

3州に移動するために対象州を一時的に通過する場合（但し，24時間以内）は，本勧告の対象とはならない。

例：飛行機・バス・鉄道の乗り継ぎ，車・バス・鉄道の休憩施設での停車

ニューヨーク州のサイト：

<https://coronavirus.health.ny.gov/covid-19-travel-advisory>

ニュージャージー州のサイト：

<https://covid19.nj.gov/faqs/nj-information/general-public/are-there-travel-restrictions-to-or-from-new-jersey-should-i-self-quarantine-if-i-have-recently-traveled>

コネチカット州のサイト：

<https://portal.ct.gov/Coronavirus/Covid-19-Knowledge-Base/Travel-In-or-Out-of-CT>

#### 【州政府等による措置等のポイント】

(注) 各州政府の措置等についても，できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが，ご自身に関係する事項については，米側当局が提供する情報に依拠してください。

◎NY州 クオモ知事からのメッセージ（6月29日）

・昨6月28日時点の陽性率は0.84%，入院者総数は853人，死者数は8人と引き続き低い水準となっています。また，集団での感染が発生したケース（例：ウエストチェスター郡での卒業式）でも迅速な追跡が実施されています。

- ・ウエスタンNYは明6月30日（火）から再開の第4段階に移行します。
- ・NY市は7月6日（月）から再開の第3段階へ移行する見込みですが、他者と一定の距離をとっていない事態が見受けられることについて注意喚起がなされました。また、感染が拡大している他州では店内飲食が感染拡大のリスクを高めているという分析から、NY市の店内飲食の再開の是非が再度検討されています。本件については、7月1日（水）に結論が出される見込みです。
- ・各地域の再開の段階及び各段階で事業主が遵守すべきガイドラインについては州のサイト（※）でご確認になれます。また、一部のガイドラインについては当館HP（※※）にて日本語の仮訳を作成していますのでご参照ください。

※<https://forward.ny.gov/>

※※<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/states.html>のビジネス関係

#### ◎NJ州 マーフィー知事のメッセージ（6月29日）

- 本29日、他州で感染が拡大している状況に鑑み、7月2日（木）から予定していたレストラン・バーの屋内の飲食の再開を延期することを発表する。
- 7月6日（月）から屋外での卒業式の実施を認める。しかし、ソーシャル・ディスタンスとマスク等の着用を徹底してほしい。NYのウェストチェスター郡の高校の卒業式で起こったことがNJで起こってはならない。
- 1日のウイルス検査の陽性率は1.92%（6月25日時点）。実効再生産数は0.86（6月27日時点）で、経済再開のステージ2に入った6月15日時点の0.7に比べてわずかに高くなっている。実効再生産数がこれ以上高くないように、引き続きのソーシャル・ディスタンス等の協力をお願いします。

#### ◎PA州 アレゲニー郡における酒類の提供の停止（6月29日）

- ・アレゲニー郡において感染者が増えていることから、アレゲニー郡政府は明6月30日（火）午後5時より、郡内のバーやレストランでの酒類での提供を停止することを決定しました。また、着席時においても、飲食の時以外はマスク等を着用することが義務づけられます。

#### ◎WV州 ジャスティス州知事のメッセージ（6月29日）

- 経済再開10週目に入った。7月1日からフェア、フェスティバル、屋外コンサートなどの事業に再開許可を出す予定だが、このウイルスは未だ人から人に感染し続けている。マスクを着用し、自分自身の感染防止と共に他人への感染を防ぐことを改めて意識してほしい。
- マートルビーチから戻ったWV州民の感染者が増加していることは憂慮すべき点で、引き続きマートルビーチへの訪問を再考するか、訪問した場合は無料の検査を受けてほしい。また、引き続き3つの郡の教会に關係する陽性者（Active Case）が治療中である。教会を訪

問する際はガイドラインを遵守し、ソーシャルディスタンスを保ち、マスクを着用してほしい。

－前回の記者会見で、感染者数の統計数字に問題があると報告したが、実際の陽性件数より多く報告されていた可能性があることが判明した。これは、陽性と判明した患者を Active Case として計上し、14日後には回復した患者を Active Case のリストから落とす作業をしていたが、この過程で300件程度の Active Case を落として忘れてしまったことが原因とこのことがわかった。正確な統計数値は数日中に修正、公表される。

－前回の記者会見で、感染者数の統計数字に問題があると報告したが、実際の陽性件数より多く報告されていた可能性があることが判明した。これは、陽性と判明した患者を Active Case として計上し、14日後には回復した患者を Active Case のリストから落とす作業をしていたが、この過程で300件程度の Active Case を落として忘れてしまったことが原因とこのことがわかった。正確な統計数値は数日中に修正、公表される。

－本日ペンス副大統領と電話で会談したが、いくつかの州では第2波が発生しているとの認識が共有された。50歳以上の人々が新型コロナウイルスに罹患する危険があり、50歳以下は問題はないとの考えは改めてほしい。たとえ20歳でも生死の問題に発展する可能性のある大変危険なウイルスであることを認識し、その可能性は誰にでもある。テキサス州の陽性率は4%から14%にまで増加した間、海岸線のない内陸で人々に囲まれたWV州では1.7%まで低下したことはWV州民の努力の結果である。引き続きマスクを着用し、感染防止に努めてほしい。

#### 【感染者数等に関する情報】

6月29日現在、当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。各州の地域別感染者数等については各リンク先をご参照ください。

◎ニューヨーク州：感染者数 392,930名 死者数 24,842名

○ニューヨーク市：感染者数 214,939名 死者数 15,640名

<https://covid19tracker.health.ny.gov/views/NYS-COVID19-Tracker/NYSDOHCOVID-19Tracker-Map?%3Aembed=yes&%3Atoolbar=no&%3Atabs=n>

◎ニュージャージー州：感染者数 171,272名 死者数 13,138名

[https://www.nj.gov/health/cd/topics/covid2019\\_dashboard.shtml](https://www.nj.gov/health/cd/topics/covid2019_dashboard.shtml)

◎ペンシルベニア州：感染者数 85,988名 死者数 6,614名

<https://www.health.pa.gov/topics/disease/coronavirus/Pages/Cases.aspx>

◎デラウェア州：感染者数 11,376名 死者数 507名

<https://coronavirus.delaware.gov/>

◎ウエストバージニア州：感染者数 2,849名 死者数 93名

<https://dhhr.wv.gov/COVID-19/Pages/default.aspx>

◎コネチカット州フェアフィールド郡：感染者数 16,664名 死者数 1,376

名

<https://portal.ct.gov/Coronavirus/COVID-19-Data-Tracker>

◎プエルトリコ：感染者数 7, 250名 死者数 153名

<http://www.salud.gov.pr/pages/coronavirus.aspx>

◎バージン諸島：感染者数 81名 死者数 6名

[https://www.covid19usvi.com/?utm\\_source=doh&utm\\_medium=web&utm\\_campaign=covid19usvi](https://www.covid19usvi.com/?utm_source=doh&utm_medium=web&utm_campaign=covid19usvi)

#### 【ビジネス関連情報】

◎各州等のビジネス関連情報は以下をご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/covid19-sb.html>

#### 【ニューヨーク市内の治安に関する注意喚起】

-ニューヨーク市警察の発表によれば、今年5月の犯罪件数は昨年5月と比べ全体として21.2%減少していますが、新型コロナウイルス感染防止のため外出を控えている状況にありながら以下のとおり銃犯罪や殺人事件などの件数は昨年5月と比べて増加しています。また、22日の記者会見においてデブラシオ市長は銃犯罪が増加傾向にあるとして、これに対処するため取り組んでいくと述べています。

- ・銃犯罪+64%
- ・殺人+79%
- ・自動車盗難+68%
- ・強盗+34%

( NYPD 発表 ) <https://www1.nyc.gov/site/nypd/news/p0618a/nypd-citywide-crime-statistics-may-2020>

-在留邦人の皆さまにおかれましては、報道等から最新の情報を入手して、事件現場付近には近づかないようにする、夜間の外出や人通りの少ない道は避ける等、安全を確保するようにしてください。

-なお、NY 市が犯罪マップ (<https://maps.nyc.gov/crime/>) を公表しているのでこちらも併せてご参照ください。

#### 【領事窓口業務の一時的変更及び予約制の導入のお知らせ】

◎当館は以下のとおり領事窓口時間を変更するとともに、予約制を導入しています。ご来館予定の方におかれては、事前の予約をお願い申し上げます。また、当館にご来館される際にはマスクの着用をお願いします。

##### 1 領事窓口の業務日

月曜日、火曜日、水曜日、金曜日 (除、休館日)

(※7月3日(金)は独立記念日の振り替え休日のため休館となります。)

## 2 受付時間

09:30～13:00

(ビザ(査証)申請受付:12:00～13:00)

## 3 予約方法・電話番号

以下の予約専用電話番号にお電話の上、予約をお願いします。なお、電子メール等による予約は受け付けておりません。

予約専用電話番号: (212) 371-8222 内線486

(注:代表電話につながり次第内線486を押してください。)

予約受付時間: 月曜日～金曜日の09:30～16:00(除、休館日)

注:4週間分の予約を受け付けております。

現在、予約受付については午前中にお電話が集中し、午後は比較的少ない傾向にあります。

また、予約電話で対応中は、お電話をいただいても呼び出し音が鳴り続ける状態となるため、このような場合には時間を改めておかけ直しいただきますようお願いいたします。

詳細は以下リンク先をご参照ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/1/01.html>

◎当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

ご不明な点ありましたら当館までご連絡をいただきますようお願いいたします。(電話:212-371-8222)

### 【医療関係情報】

◎CDCはホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱、咳、息切れ」を挙げています。これらの症状があり、感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で、医療機関の指示に従って受診してください(特定の医療機関がない場合には地元保健当局等(NY市の場合は311)に電話してください)。

CDC ホームページ: <https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

・新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

・ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート(発症した場合等の対応が日本語で記載されています)。

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf>

\*\*\*\*\*

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊

急メール／総領事館からのお知らせ」登録者，外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては，配信停止を承れませんのでご了承願います。）。

■ 本お知らせは，ご本人にとどまらず，家族内，組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしく願いいたします。

■ 在留届，帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLをご参照ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

[299 Park Avenue](#), 18th Floor, New York, NY 10171

TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>

\*\*\*\*\*